特集:中小企業関連政策で振り返る2015年

# 第2章 官公需についての 中小企業者の受注の確保に関する法律



谷村 圭司 大阪府中小企業診断協会

円安、資源安を背景に株価が上昇していた 2015年7月15日、「官公需についての中小企 業者の受注の確保に関する法律(以降、官公 需法)」の一部改正が公布され、新規中小企 業者への配慮が明記された。本企画において は、法改正の意図と診断士が知っておくべき 事柄について考察する。

# 1. 「官公需法」とは

官公需とは、官公庁などが物品の購入やサービスの提供、工事の発注などを行うことと 定義されている。官公需法は、官公需の発注にあたり、中小企業の受注機会の増大を図るために、昭和41年6月30日に公布(施行)された。

第一条に目的の記載があり、改正前までは「この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的」とする第七条までからなる法律であった。つまり、国はこの法律に基づき、毎年度、中小企業者の受注機会の増大を図るための方針を制定する必要があった。

この官公需法でいう「国等」は、国と公庫 等に分類される。国と定義されるのは衆議院、 参議院、内閣府、最高裁判所や会計監査院と 省庁である。公庫等に含まれるのは各省庁が 所管する独立行政法人である。文部科学省所 管においては全国の国立大学も含まれる。また,「国等」には含まれないが, 地方公共団体にも国の施策に準ずるよう要請している。

そのため、都道府県や一部の自治体においても、中小企業者に関する国等の契約の方針に従って調達が行われている(官公需法の改正により、今後は契約の基本方針となる)。

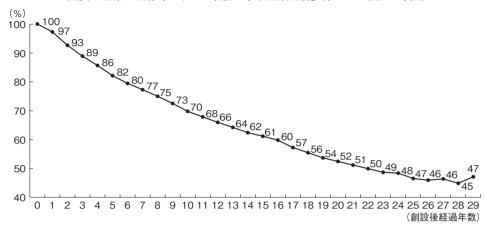
## (1) 何が変わったか

経済の好循環の波及を目的に、創業間もない中小企業者の官公需受注促進のため、改正が行われた。内容は「新規中小企業者への配慮」、「国の契約方針(基本方針)の策定」、「各省各庁等(公庫・独立行政法人等を含む)の契約方針の策定」、「契約実績の概要の公表」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以降、中小機構)による協力業務」である。この新規中小企業者とは、「事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人」と「設立の日以後の期間が十年未満の会社」と定義されている。

実際の調達に関して、国等は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以降、国等の契約の基本方針)」を官公需法に従い、策定する必要ができた。盛り込む内容としては、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等が定められた。

#### (2) 何のために変わったか

「平成27年度国等の契約の基本方針」に、



### 図表 企業の生存率 『2011年版 中小企業白書』第3-1-11図より引用

資料: (株) 帝国データバンク「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

- (注) 1. 創設時からデータベースに企業情報が収録されている企業のみで集計。
  - 2. 1980~2009年に創設した企業の経過年数別生存率の平均値をとった。
  - 3. 起業後、企業情報がファイルに収録されるまでに一定の時間を要し、創設後ファイルに収録されるまでに退出した 企業が存在するため、実際の生存率よりも高めに算出されている可能性がある。

一部改正の理由に関する記載がある。要約すると,「昭和41年度の官公需法制定から平成26年度までに,中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%から52.8%へと高まった。一方,創業間もない中小企業者は官公需における契約実績がほとんどない。官公需において,創業間もない中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り,創業を支援する」である。

だが、創業だけではない。わが国の中小企業は、創業10年後には約3割の企業が退出している(図表)。「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」閣議決定のニュースリリースによると、創業10年未満の新規中小企業者向け契約における官公需総額に占める割合は、平成26年度の7兆4,278億円という実績のうち、推計で1%の約742億円であった。これを本改正により、3年間で倍増を目指すことが目標であり、新規中小企業者の生存率向上にも役立つと考えられる。

# 2. 中小企業者等の受注実績

### (1) 官公需の契約実態

「平成27年度中小企業者に関する国等の契 約の基本方針」閣議決定のニュースリリース によると、平成26年度中小企業・小規模事業 者向け契約の実績は、官公需総額に対して 52.8%の3兆9,211億円であった。平成27年度 目標は、官公需総額7兆2,388億円に対する 54.7%の3兆9,568億円である。

# (2) 調達案件の実態

調達案件を大きく分類すると物品、工事、 役務、その他と分けることができる。官公需 情報ポータルサイト (http://www.kkj.go.jp/s/) にはさまざまな需要情報が掲示されている。

物品とは船に始まり、燃料やソフトウェアライセンスなど大小さまざまな案件がある。 工事も同様で、建物や防波堤の建設から通信 及び電気工事など大小さまざまである。役務 は、境界確定等業務やパンフレットなどの作 成業務のほか、きのこ類の種菌の有害菌等調 査関連業務をはじめとする調査案件まである。 これだけあれば、中小企業でも対応できる案 件も多く、機会の拡大となっている。

また、規模などから中小企業者個々では対応が難しい案件は、官公需適格組合と呼ばれる組合の共同受注事業として受注している案件もある。これは、分離・分割発注と同じ効果をもたらすこととなり、その結果、多くの中小企業者の受注機会の増大に役立っている。

# 3. 策定される基本方針

「平成27年度国等の契約の基本方針」は官公需法第4条第3項に基づいて定められ、平成27年8月28日に閣議決定されている。

章立ては下記のとおりである。

- ・第1 中小企業者の受注の機会の増大の意 義及び目標に関する事項
- ・第2 中小企業者の受注機会の増大のため に国等が講ずる措置に関する基本的な事項
- ・第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項
- ・第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項平成26年度までは「契約の方針」の作成であったため、比較は困難であるが、もっとも大きな影響は今回の制度改正による「新規中小企業者への配慮」であろう。6つある施策のうち、特に「①国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする」の影響が大きい。

これまでは、新規中小企業者が入札に参加 するための大きな難題は過去の実績であった と考えられ、その制限がなくなることは大き い。技術を柱に起業した中小企業者の受注機 会は確実に増えるだろう。

# 4. 中小企業庁の取組み

経済産業省の外局である中小企業庁は中小企業者の受注の確保に対する取組みとして、 官需法に従った取組みを実施している。1つ 目は「新規開業及び創意工夫ある中小企業・ 小規模事業者の事例集」の公開、2つ目は 「官公需情報ポータルサイト」による情報発 信である。

情報発信の観点では、同じ経済産業省の所管法人である中小機構も「ここから調達」サイトを構築し、情報発信をしている。

# (1) 事例集の公開

毎年の公開ではないが、中小企業庁は中小 企業者が官公需受注に取り組む際の参考に資 するためのベストプラクティスや、受注事例 の資料と契約の方針の付属資料として発注担 当者の参考となる資料を公開している。

# ①中小企業者向け資料

近年は発行されておらず、平成24年度版が最新であるが、「中小企業者のための官公需受注成功事例」が広報冊子として発行されている。紹介事例のほとんどは「官公需適格組合の活用事例」であり、必要に応じて事業組合などの構築をすべきであると読み取ることができる。これらの事例をもとに、自社の提案内容や体制の検討が非常に重要である。

## ②発注担当者向け資料

最新版としては、平成26年7月公開の「平成26年度契約の方針<新規開業及び創意工夫ある中小企業・小規模事業者の事例集>」がある。本資料は「国等の契約の方針」の新規開業及び創意工夫ある中小企業・小規模事業者の参入への配慮の項に基づき作成されている。

発注担当者がこの事例集を参考とし、発注 者が求める品質・機能水準などを適切に盛り 込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資 格設定に際し、下位等級者の参加が可能とな るよう弾力的な運用に努めるとともに、総合 評価落札方式における創意工夫による価値の 適切な評価に努めるためのものである。

本資料には「発注者の視点」といった項目 もあり、発注者がどのような期待を持って発 注を決めたかなどがわかり、選考におけるポ イントを垣間見ることができる。

### (2) 情報発信

### ①官公需情報ポータルサイト

2014年8月1日に中小企業庁は、国や独立 行政法人、地方公共団体などがホームページ 上に掲載している入札情報を検索するサイト 「官公需情報ポータルサイト」の運用を開始 した。入札者が入札件名、受注内容、入札区 分、入札資格、発注組織、地域、入札日、落 札日, そして納入期限から案件を検索できる サイトである。国等に含まれる組織だけでな く, 自治体の一部の入札情報を一挙に検索す ることができ、非常に便利である。

## ②ここから調達

2015年8月10日に、創業・設立10年未満の中小企業者の公共調達の支援のために中小機構がオープンしたサイトである。「行政機関等、調達先をお探しの方へ」と「新規中小企業者の方へ」の2種類の情報発信がされている。

発注者側は、創業・設立10年未満で行政機 関との取引を希望する新規中小企業者を検索 でき、取引候補企業の検索や問い合わせなど に利用されることが想定されている。

一方,新規中小企業者は自社の情報を登録し、本サイトを利用する発注者の検索に該当する場合は検索結果に表示されるようになる。つまり、新規中小企業者にとっての情報発信機能である。営業品目や営業エリア、自社のPR(所属業界団体・事業資格、事業免許等・受注実績・主要取引先・事業内容・商品PR)を登録できる。本サイトでの露出頻度の向上は受注に直結すると考えられる。

# 5. 診断士が行うべき支援

ここまでは、官公需法の概要や官公需の実態、官公需法に基づく中小企業庁などの取組 みなどを見てきた。そのうえで、我々診断士 が新規中小企業者の官公需拡大に向けて行う べき支援に関して考察する。

新規中小企業者の官公需受注実績が低い主な理由は「官公需が関係ないと思っていること」, または「入札に対する準備ができていないこと」と仮定した。

そのため、診断士が行うべき支援は、中小 企業者への情報発信と入札に参加するための 準備ではないかと考える。

### (1) 中小企業者への情報発信

中小企業者は一般的に社員数が少なく、情報収集を十分に行えているとは言いがたい。

そのため、診断士が補う必要があると考える。 まず伝えるべきは、前述の「官公需情報ポー タルサイト」や「ここから調達」である。

これらに登録することで、情報を確実に入手できるようにする。また、「ここから調達」は新規中小企業者が情報発信を行うサイトであるため、発注者の検索にヒットしやすくなる情報入力の支援も必要になると考える。つまりは、「いかに情報を取得するのか」、「いかに見つけてもらう情報を発信するか」についての支援が必要である。

## (2) 調達に参加するための準備

もう1つ重要なことがある。官公需の大きな特徴は、あらかじめ入札資格が必要ということである。いざ入札しようとしたときに、「入札資格がない!」とならないことが重要である。そのために、あらかじめの準備を支援することが重要となる。

ここでは物品、役務について記載するが、 官公需契約までの手続きの流れは「資格審査 申請書の提出」、「資格審査結果の通知・登録」、 「入札への参加」、「契約書の作成」、「納入 等」となる。資格審査は、定期審査(3年に 1回の受付)と随時審査があるが、申請混雑 の影響で資格の付与に時間がかかる場合もあ り、希望する調達案件の入札に間に合わない ことがある。そうならないように支援するこ とが、我々診断士の役割である。

また、国等については全府省統一資格があるが、自治体に関しては個別申請となるため、全国の自治体に対応しようとすると運用が非常に煩雑となってしまう。これは、国の課題であるとも言える。

#### 谷村 圭司

(たにむら けいじ) 2014年中小企業診断:

2014年中小企業診断士登録。IT コーディネータ、IT ストラテジスト。システム開発会社に勤務。民需企業全般に対し、物流業務を中心にシステムコンサルティングや提案支援に従事。

